

事 務 連 絡
令和2年3月16日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

標記の件について、厚生労働省より各都道府県宛てに情報提供がありましたので、参考までにお知らせいたします。

○添付資料

令和2年3月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室事務連絡(写)

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当
電話：03（5388）3060
FAX：03（5388）1332
E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp